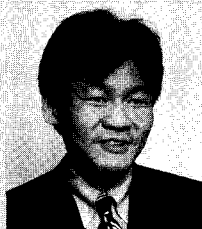


二〇〇二年度の税制改正と企業の対応(後編)

# 中小企業関係税制、その他

後 宏治

税タクトコンサルティンク情報室長  
公認会計士・税理士



## 中小企業関係税制

### (1) 同族会社の留保金課税

平成一四年度改正において、中小法人(資本金一億円以下の法人)に係る課税留保金額に対する(税率ではなく)税額が5%軽減される。

同族会社では、超過累進税率で課税される「個人所得税」の税負担を軽減するために、必要以上に配当を少なくして利益を内部に留保することが多い。これを放置すると、個人企業や非同族会社との税負担が不公

平になってしまったため、同族会社の留保金課税制度が設けられている。

具体的には、所得等の金額のうち留保した金額を基準に計算される「留保金額」から一定の「留保控除金額」を差し引き、「課税留保金額」を算出する。その「課税留保金額」に次の税率を乗じて計算した金額の合計額を通常の法人税に加算することになる(図表1)。

今回の改正で軽減されるのは、課税留保金額×特別税率(一〇～二〇%)で計算された税額の5%である。特別税率(一一〇～二〇%)が5%

引き下げられるわけではない。

税率で考えると、一〇%↓九・五%、一五%↓一四・二五%、二〇%↓一九%になるだけなので、減税額はほんの気持ち程度になる。よって、業績の良好な同族会社では従前どおりこの留保金課税をにらんだ納税の見込みを立てておくことが必要である。

個人の累進税率次第では、法人の内部に留保して留保金課税を受けるより、株主に配当して個人の所得税の課税を受けたほうがよい場合もある。事前のシミュレーションが

必要になる。

さらに、新事業の開拓、研究開発、第二創業などの経営革新に取り組む中小企業やベンチャー企業を支援するために、留保金課税の課税停止になる対象が抜本的に拡充されている。従前からあった、法律で認定された一定の創業一〇年以内の中小企業や一定のベンチャー企業の留保金課税の課税停止措置が二年間延長されているのに加え、経営革新を志向する中小企業やベンチャー企業を、新たに課税停止の対象に追加している。

具体的には、前年度の一定の試験研究費や開発費の対売上高比率が3%超の中小企業が追加される。

この新規追加により全国で三〇〇〇～四〇〇〇社の中小企業の留保金課税が停止されることが見込まれている。業績良好な会社は、自らが課

図表1

課税留保金額	特別税率
年3000万円以下の金額	10%
年3000万円を超え年1億円以下の金額	15%
年1億円を超える金額	20%

税停止の要件を満たすかを十分にチェックして、有利な制度を積極的に利用することが大切である。

## (2) 交際費

交際費を経費として無制限に認められた場合には、冗費支出の助長や公正な取引を阻害する可能性があるところから、交際費に対する課税が行なわれていた。そのため、交際費は全額損金不算入が原則となっていたが、政策的な配慮から中小企業の場合には一定額の損金算入を認めている。すなわち、中小企業の税負担を軽減し、その活力を引き出すために損金算入限度額を拡大しているのである。今回の改正では、中小企業の活性化のため、この交際費の限度枠が拡大されている。その概要は図表2のようになっている。

今回の改正で、資本金一〇〇〇万円超五〇〇〇万円以下の法人に係る定額控除限度額が三〇〇万円から四〇〇万円に引き上げられた。

この定額控除限度額までの交際費の支出のうち、損金になり経費として認められる部分は八〇%である。したがって、損金算入可能額は三〇〇万円×八〇%＝二四〇万円から四〇〇万円×八〇%＝三二〇万円に、八〇万円ほど増加したことになる。

図表 2

期末資本金額	交際費定額控除限度額		損金算入可能額	
	改正前	改正後	改正前	改正後
1000万円 以下	400万円	400万円	320万円	320万円
1000万円 超 5000万円 以下	300万円		240万円	
5000万円 超	0	0	0	0

〇〇万円以下  
恩恵を受ける一〇〇〇万円超五〇〇〇万円以下

〇〇万円以下の法人では、八〇万円×税率分の減税になる。この額も大きなものではなく、あまりメリットが感じられない改正であるといえる。やはり、会社による交際費の支出は税負担が大きく有利ではないため、従前どおり厳格な交際費支出管理が必要となる。

業態として交際費の支出が避けられないときには、役員や営業マンに毎月一定額を支給し、精算を行わない制度に変えていくことも税務上は有効な手法である。いわゆる「渡し切り交際費」と呼ばれるもので、この支出額は交際費として取り扱われず、給与として課税を受けることになる。

また、交際費として処理しているものの中に実質的には交際費に該当しないものがないかどうかを十分チェックする必要がある。

## (3) 中小企業投資促進税制

景気の回復を進めるため、中小企業が行なう前向きな設備投資を支援する、平成一〇年四月に創設された中小企業投資促進税制が拡充されている。

すなわち、対象設備であるすべての機械装置の取得価額を二三〇万円以上から一六〇万円以上（リースの場合三〇〇万円以上）、二一〇万円以上）に引き下げ、適用期間を平成一五年度末まで二年間延長している。

したがって、改正後の制度では、中小企業者等が平成一五年度末まで

の間に①～④の新品の機械装置・器具備品等を取得しまたはリース契約により賃借した場合には、三〇%の初年度償却または七〇%の税額控除が認められる（七〇%税額控除は資本金三〇〇〇万円以下の法人等のみ、リースの場合はリース費用総額の六〇%が税額控除の対象）。

① すべての機械装置（取得価額一六〇万円以上、リースの場合は二一〇万円以上）

② 電子計算機・デジタルファクシミリ等の特定の器具備品九種類（取得価額一〇〇万円以上、リースの場合一四〇万円以上）

③ 普通貨物自動車（車両重量三・五トン以上）

④ 内航船舶（取得価額の七五%が対象）

この制度の特徴は、対象となる資産の範囲が広く、ほぼすべての中小企業が利用できるという点にある。特に、七〇%の税額控除を利用できれば初年度特別償却と異なり、永久的に減税となる効果がある点も非常に有利である。

一般的には、特別償却より税額控除を利用したほうが有利であるが、

次の場合には特別償却を選択するほうが有利なことがあるので慎重な選択が必要となる。

すなわち、一つには当期および長期の利益が少ないときで、この税額控除の上限が法人税額の二〇%と決まっているため控除可能額が切り捨てになってしまう場合、もう一つがキャッシュ・フローを短期的に確保しておきたい場合には特別償却を選択するほうが有利と判断される。

なお、今度の改正では、中小企業技術基盤強化税制(Ⅱ試験研究費の一〇%の税額控除制度)の適用期限が平成一四年度末まで一年間延長されているので、そちらの制度が利用可能な法人は積極的に利用するほうが有利である。

#### (4) 非公開自社の事業承継軽減措置

中小企業の事業の継続・発展を図るため、中小法人の自社株(Ⅱ取引相場のない株式等)に対する相続税を軽減する制度が新たに創設された。中小法人の自社株は、換金性がなく事業の継続や経営に必須であるという他の財産と異なる性格を有する。

このため、中小企業の事業の継続・発展を図るため、中小企業が所有する自社株に対し相続税の課税価格を一〇%軽減することとされた。その要件は次のとおりである。

① 発行済株式の相続税評価額が一

〇億円未満

② 被相続人および生計一親族が五〇%以上所有

③ 相続人が引き続き所有し、かつ、役員として経営従事

この要件を満たすと、相続税評価額のうち発行済株式総数の三分の一以下に相当する部分について、その相当する部分の価額のうち三億円を限度として、その一〇%が減額される。したがって、最大限三〇〇万円課税価格が減額され、仮に税率が七〇%であれば、二一〇〇万円の相続税の減税になる。

この改正は平成一四年度一月一日以後の相続から適用される。留意すべきは、この制度を適用したときには「小規模宅地の評価減」の制度が利用できないということである。すなわち、自社株一〇%評価減と小規模宅地の評価減は、どちらか一方しか選択できない、いわゆる選択適用制である。したがって、自宅等の小規模宅地の評価減の金額とこの自社株一〇%評価減の金額を比較して、有利な制度を選択する必要がある。この制度は、中小企業の事業承継を円滑に行なうことができるよう、

新たに創設された全く新しい制度である。中小企業庁では、平成一四年度の改正は新制度の最初の一步であるところとされており、今後、評価減率の増大など制度の拡充が期待されている。

平成一四年度の軽減税額は最大で二一〇〇万円までなので、あまり大きな減税ではないと考えられる。しかし、高額の自社株評価で納税資金に苦しみスムーズな事業承継ができなかったままでの経緯を考えれば、この制度の開始はある意味中小企業の事業承継に画期的なものである。今後この制度の拡充により、さらなる軽減が期待できると評価できる。

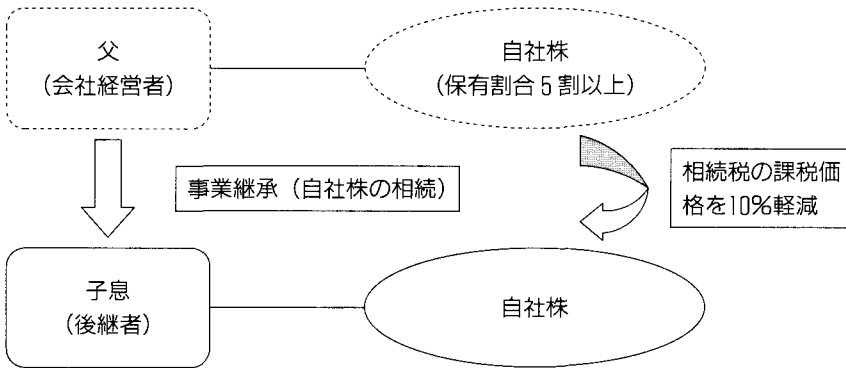
また、取引相場のない株式の物納が可能になるように、その要件およびその取扱いの明確化を図ることが税制改正大綱にうたわれている。非公開自社株の物納がスムーズになれば、いままでも納税資金に苦しんでいた納税者には朗報となるであろう。

#### その他

#### (1) ストックオプション税制

商法の改正により、従来のストック

図表3 出典「中小企業関係税制改正の概要」



図表 4

名称	改正前	改正後
適格対象者	自社の役職員のみ	自社および50%超グループ会社の役職員
年間権利行使価格	1000万円	1200万円

クオブション制度は新株予約権制度に名称が変更された。同時に付与対象者制限が撤廃され、自社の役職員以外の物に新株予約権を付与することが可能になり、付与対象者（発行済株式総数の一〇分の一以内）も撤廃された。

この商法改正を受けて、今回の改正により新たにストックオプション

税制が整備され、適格対象者と年間権利行使限度額が拡大された。具体的には図表4のとおりである。

税制適格のストックオプションの要件として、さらに、①ストックオプションの権利を行使することができる期間が権利付与決議の日から一〇年以内であること、②この新株予約権は譲渡するこ

とができないことの二つが新たに追加されている。

これにより、米国並みの税制優遇水準が実現したことになる。主なグループ会社の役員に対して、税制の優遇を受けられるストックオプションを付与することが可能になった。また、年間権利行使価額も拡大したことから、付与のインセンティブが増大している。

税務上の退職給与引当金制度も廃止され、ストックオプション制度を利用するなど、旧来型の報酬体系を見直して、企業にとって負担が少なく従業員等にインセンティブを多く与える制度の構築を検討するよい機会になるであろう。

## (2) 金庫株（自己株式）の処分損益

平成一三年に商法が改正され、それまで禁止されていた法人の自社株取得が自由になった。税制も昨年改正され、会社が自己株式を取得した場合には、取得した法人は利益積立金を減額し、それを売却した株主にのみなし配当課税が生ずることとなった。ところが昨年の改正では、自

己株式の処分の会計処理と税務処理が未定であったため、平成一四年三月三十一日まで自己株式の処分は禁止されている。

税制改正大綱には、「自己株式の処分に伴って生ずる譲渡益・譲渡損に相当する金額については、資本積立金の増加・減少金額とする」とあり、その税務処理が明らかになった。

すなわち、自己株式を高く取得して安く処分した場合の処分差額は、いままで有価証券売却損として損金に計上されていたものが、今後は損金に計上されることはなく、（売却損の場合はマイナスの）資本積立金という税務上の資本に組み込まれることになる。

逆に自己株式を安く取得して高く処分した場合（いままでの有価証券売却益）は、今後益金になることはなく、（プラスの）資本積立金として処理され、課税されることはなくなった。税務上、金庫株の取得・処分は、減資（消却）・増資と同じ資本取引であると割り切ることになったと解される。

企業財務上、自己株式の取得・処分は今後増えていくことが予想され

## 『先見経済』連載記事コピーサービス

『先見経済』に好評連載の下記のタイトルを各々第1回より最近までコピーし、表紙カバーをお付けするサービスを行なっております（有料）。他のタイトルについてもお問い合わせください。

- ・「現代医療と健康管理」〔代替医療の現場から〕
- ・「現代の帝王学」(神渡良平、毎月第2週号連載)
- ・「一期一会の人間学」(守屋洋、全111回、¥5,000)
- ・「先見ビジネス探訪」(古田隆彦、毎月第3週号連載)
- ・「企業を守る法律知識」(野口恵三、毎月第4週号連載) etc.

お問合せは、☎03(3262)0181/FAX03(3264)4677まで

るが、その処分については課税関係が生ずることはなくなる。したがって、過去に高額取得していた自己株式を今後時価で処分しても、その売却損の部分は損金にならないことになり、含み損が切り捨てになつてしまう。

従来から自己株式を保有していてそれに含み損がある場合でそれを売却する予定があるときなど、特に留意が必要である。